

税務情報

国家税務総局が「特別納税調整実施弁法」のディスカッションドラフトを公表

～デロイト中国発行「Tax Analysis」～

国家税務総局は2015年9月17日に「特別納税調整実施弁法」のディスカッションドラフト(以下「ディスカッションドラフト」)を公表した¹。これは、現行の「特別納税調整実施弁法(試行)」(国税発「2009」2号、以下「2号文」)の内容を全面的に改正するものである。2009年に公布された2号文は、移転価格調整、コストシェアリング、過少資本税制等の特別納税調整事項について詳細に規定したものであり、中国における移転価格税制の主たる指針とされている。ディスカッションドラフトには、経済協力開発機構(以下「OECD」)の税源侵食と利益移転(Base Erosion and Profit Shifting: 以下「BEPS」)行動計画の成果として出された多くの提言が織り込まれているが、一方で、中国特有の経済環境および要因も考慮に入れられている。

要点のまとめ

ディスカッションドラフトの要点は以下の通りである。

・移転価格の同期資料にはマスター文書とローカル文書が含まれる。加えて、一定の条件に該当する企業は、企業所得税の年度申告を行うときに、「国別報告表」も作成しなければならない。(詳細は第二章と第三章を参照。)

・納税者は、関連者との役務取引があるか、コストシェアリングを実施しているか、あるいは過少資本の関連規定に違反している場合、別途同期資料の特殊事項文書も準備しなければならない。(詳細は第三章、第七章、第九章および第十一章を参照。)

・移転価格調査を行う際、調査対象企業の最終持株企業が中国国外にある場合で、当該最終持株企業が所在

¹ ディスカッションドラフトの原文は、国家税務総局のオフィシャルウェブサイトを参照。

<http://hd.chinatax.gov.cn/hudong/noticedetail.do?noticeid=577376>

国の税務機関に国別報告書を提出していないか、あるいは中国が自動情報交換に関する協定によって最終持株企業の提出した国別報告書を入手できない場合、中国税務機関は調査対象企業に対して国別報告書を提出するよう要求する権限を有する。また、中国税務機関は関連者間取引を分析、評価する際に、調査対象企業が超過利益を得るべきか否かを判断するために、コストセービング、マーケットプレミアム等の地域性特殊要因を分析する。(詳細は第五章および第六章を参照。)

・税務機関はより広範な利益水準の監督メカニズムを構築し、納税者に対してリスク等級評価を行う。納税者は、同期資料の準備や関連申告といった法定義務を履行するだけでなく、日常的な移転価格ポリシーの実行および利益水準の状況に対する管理も強化する必要がある。(詳細は第十三章を参照。)

ディスカッションドラフトにおいては、多くの事項に関して、納税者の観点からの明確化も図られている。具体的には以下の内容を含む。

・ディスカッションドラフトでは、移転価格算定方法のその他の方法として、価値貢献分配法、資産評価方法について規定しているが、適用すべき移転価格算定方法は関連者間取引の性質および実際の状況に基づいて選択するという点をなお強調している。(詳細は第四章を参照。)

・ディスカッションドラフトでは、従来のコストシェアリング契約に対する事前審査の要求が取り消され、事後管理の形に改められた。これは、コストシェアリングの実施を検討する納税者にとって、柔軟性を与える変更であると考えられる。(詳細は第九章を参照。)

・ディスカッションドラフトでは、税務機関に対して、企業が特別納税調整事項によって二重課税を受けることを回避するために、相互協議の結果に従って税額の追徴、還付等を行うべきことを要求している。ディスカッションドラフトは相互協議の申請が拒否される状況(例えば、相互協議の申請の提出が、租税条約の規定する期限を過ぎている場合)について規定にしているが、同時に、そのような状況に該当する場合であっても、二重課税の回避等に資すると国家税務総局が判断した場合には、相互協議の申請を柔軟に処理できる旨も定められている。(詳細は第十四章を参照。)

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、税理士法人トーマツおよびDT 弁護士法人を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 8,500 名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte (デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約 220,000 名を超える人材は、“making an impact that matters”を自らの使命としています。

Deloitte (デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数を含みます。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。

© 2015. For information, contact Deloitte Touche Tohmatsu LLC.

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited